

つくし だより

2011年2月号

NO. 248

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2011. 2. 15

年金保険料の還年金保険料が還付されました！みなさん、知っていますか？

都連副会長 川崎洋子

「月刊みんなねっと」の2010年9月号に「障害基礎年金を受けている人の年金保険料の還付について」が掲載されました。これは、障害基礎年金（1級・2級）を受けている人は、受給権発生日以降の国民年金保険料（以下、保険料）は還付されますということです。つまり、保険料を納付する必要はない。もし納付してもそれは誤納金となり、請求により還付されるというものです。

精神障がい者の障害年金は、障害の状態が変化するため、将来病気がよくなって「障害」年金に該当しなくなる場合に備えて、障害年金受給後も法定免除手続きをせず、保険料を払い続ける人が少なくありません。以前の社会保険庁は、将来の不利益の可能性を強調して還付は認めませんでした。

ところが平成18年9月に、社会保険庁は法律（国民年金法89条）の読み方を変更し、新しい運用の通知を出しました。障害年金を受給すると、例外なく「受給権発生日以降の保険料を納付することを要しない（法定免除）」とする運用になりました。

これは、「受給権発生日以降の保険料は、老齢年金の額に反映させない」ことでもあります。しかし、将来、障害が軽快して老齢基礎年金を受けるとき不利になることを心配する人は、①法定免除手続きをして②一旦納付金を還付されてから③新たに追納するように、年金機構はいつています。

私は息子には関係ないと思いましたが、念のために年金機構から送られてきた特別便の明細をみると該当する額が見つかりました。もしかしたら、還付されるかもしれないと、区の国民年金課に問い合わせたところ、区の管轄年金機構の電話番号を教えてくださいました。

早速電話しました。最初の方はわかりませんとのことでしたので、このことをわかっている人に出してほしいと頼みました。次に出た女性は、還付されるものか調べて連絡するというので、住所、名前、年金証書の番号などを聞かれました。1時間ほどで連絡があり、還付されますので書類をおくりましますから、必要事項を記入して返送してくださいといわれました。

書類を送って2か月後に還付金が息子の口座に入金されました。このことを家族会で話すと100万円程度該当する人もおり、問い合わせたところ還付されるという連絡がはいりました。

皆さんも一度確かめてください。もしかしたら、還付金があるかもしれません。しかし、申請しなくては還付されません。管轄の年金機構で調べてもらってください。

◇ ◇ ◇

「障害者」の考え方を変えましょう

都連会長 野村忠良

「障害者」として認められてはじめてサービスが受けられるのが、現行の障害者福祉制度です。誰が障害者で誰が健常者か、きちんと分断して対応することに、私は大きな疑問を感じています。障害者の側に立った人は引け目を感じているに違いありません。もっと温かく皆が補い合って共に生きる社会のあり方はないのでしょうか。私は障害の有無よりは、困っている状態の原因となっている理由が支援に値するかどうかでサービスを決めてはどうかと考えています。その理由に「障害」も含まれますが、健常者と言われている人たちが一時的に生活保護を受ける時の理由となる怪我や病気、女性の出産間近な時期等も含めて制度を作り直してはどうでしょうか。

つまり、「障害者」として一生涯の身分のような位置づけがされる現状を改めて、一時的な理由であってもサービスを受ける資格が与えられ、誰でも必要が生じた時には直ちに対象になる制度にするのです。

このような制度にした場合に、どのような範囲までを対象に入れるのか、不正にサービスを利用するケースをどう防ぐのかという課題が発生します。また、財源の問題もあります。範囲としては、究極的には生きることが困難になっているケースを全て対象にします。もしできれば、単に生きているだけではなく、人生を創造的に生きることが難しい人に支援をして、いっそう幸福に生きられるようにすることも大切です。

不正防止策としては、理由を証明する方法を確立すること、不正が発覚した時には厳罰が科せられることが考えられます。罰では社会に奉仕する役務を課してはどうでしょう。

財源については、社会に過度の負担をさせない範囲でのサービスとします。福祉や社会保障制度の改革にあたっては、人の尊厳を守ることを第一とし、社会や人々の幸福・発展を効果的に支えるよう熟慮された制度に変えていくことが望まれます。

いま、つくし会の理事会ではこのようなことも議事の合間に話し合っており、簡単には結論は出ませんが、社会をより良くしていくための活動をいっそう活発にできたらと願っています。



東京つくし会会則改正検討委員会報告

副会長 真壁博美

昨年6月の評議員会の宿題となった「つくし会会則改正案」が、3回の「会則改正検討委員会」（9/3, 11/5, 12/3）を経て、まとめることができました。これから、会則改正検討委員会のメンバーで最終確認をし、各単会に討議資料としてお配りすることになります。今回の報告では、会則の文言全部を載せるのではなく、委員会で話し合われた重要なポイントに絞ってお伝えします。

1. 今なぜ、会則改正なのか？

理事会では、1年半ぐらい前から毎月研修会を設け、「英国などの精神保健・医療・福祉制度改革を学び、日本での改革にどう生かすのか。さらに、これからの東京つくし会の活動はどうあるべきなのか」等について議論を重ねてきました。

日本でも、「精神疾患に5人に1人が罹る」と言われるようになり、こころの健康の問題をすべての国民の問題にし、私たち家族や当事者が安心して暮らせる地域社会をつくっていく運動が大切だと気が付いたのです。すべての国民の問題にするためには、つくし会の目的（理念）が、誰にでもわかりやすいものにしていかなければ、一緒に運動に参加してくれる人は広がりません。そのために、会則改正をすることにしました。

2. 新会則の第2条（目的）の変更ポイント

現会則は、「精神障害者とその家族が抱える問題の解決をはかる。社会の無理解と偏見をなくす。」というように、「統合失調症中心の当事者・家族を対象」に運動してきました。そして、当事者・家族・関係者の協力という範囲の運動を展開してきました。新会則は、「あるべき社会の姿」を誰もがわかるよう、具体的に示しました。

「すべての市民が安心して希望のある人生を送れるように次のような社会の実現を目指す。

- (1) 精神疾患について一人ひとりの市民が理解している。
- (2) 精神疾患の予防に熱心である。
- (3) 精神疾患を早期に発見し早期に支援を受けられる。
- (4) 「精神障がいの状態になっても尊厳を守られ、支援を受けながら希望をもって地域で生活できる。」として、すでに精神疾患を発症した当事者・家族だけでなく、すべての市民を対象にした運動を目指しています。

3. 新会則の第3条（会員）の変更ポイント

現行会則では、個人でも会員になれましたが、個人の1票と家族会の1票が同じというのはまずいということで、「家族会」という団体が「正会員」となり、あとは、賛助会員として、個人及び団体が入会できるようにしました。

4. 新会則の第4条（活動）の変更ポイント

- 1) 「精神障害者」という言葉を使わず、「精神疾患と精神障がいの状態にある人々」という表現に変更しました。
- 2) 市民や他の団体との連携を強調しています。
- 3) 困っている実態を訴えるだけでなく、精神疾患予防・早期発見・早期支援が行われるよう必要な施策提言も行い、社会に発信していこうとしています。
- 4) 支援の対象に家族が含まれる必要があることを訴え、家族支援制度の確立を目指しています。
- 5) 精神疾患の方たちが、他科の医療を受けにくいなどの医療機関の偏見と差別を取り除き救急医療の改善を求めています。
- 6) 特に引きこもりや孤立状態にある人への訪問支援を求めています。
- 7) 私たち家族は、支援される対象に甘んじるのではなく、ピアの立場で他の家族や当事者への支援を相談活動を通して行います。そのための「家族相談員の養成」を行います。



H22年度第2回多摩地域ブロック会議開催

都連理事 小笠原勝二

1月29日（土）午後1時30分から4時まで、府中ふれあい会館でH22年度第2回多摩地域ブロック会議が開催されました。25家族会中、16家族会から26名の方々に参加していただきました。

真壁副会長の司会ではじまり、野村会長の挨拶では今、精神保健医療の改革の検討がめまぐるしく動いていることが説明され、例として厚労省主管の「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」での保護者制度改革の検討、また福祉制度の問題に関しては、内閣府で障がい者制度改革として、総合福祉法の制定に向け検討が行われていることなどが述べられました。

続いて会長から、このような背景のなかで、東京つくし会としては精神疾患の問題について広く社会の問題としてとらえ改革を目指す組織に生まれ変わるものの必要性から、会則改定を行う予定であること、またH23年度の家族相談員研修については、各単会の方を主体にして実施するよう計画していることが話されました。

「地域に開かれた家族会活動」をテーマに各単会から報告いただきました。①カラオケサロンを利用した音楽活動を通じ、社会参加と自立を目指す場を提供していること、

②定例会などでは癒しのバックグラウンドミュージックを流して行っていること、また会の運営資金になるよう、市の施設に自販機を置かせていただき、その売上金を活用していること。③NPO法人コンボと共催で「統合失調症の家族学習会普及事業」を開催したこと、④地域パーティーの開催、施設および作業所、生活支援センターの役員として家族会から派遣していること、⑤市の協同促進事業対象で始めた引きこもり解消のための事業を社協と連携させた活動、およびアウトリーチ支援としての早期支援体制の構築事業、⑥「精神疾患について正しい知識を学校教育で教える」ことをテーマに、市教育委員会と懇談したこと、⑥家族会会員が新病院での「ボランティア外来案内」として、受付・案内業務などを行って病院側、患者、家族からも喜ばれているとのことなどです。

次の開催時期は来年度になりますが4月30日として、テーマは多摩地域に関する種々の要望について検討することにしました。理由は、多摩地域は地域的に広くまた市町村がまじりあっており、一様ではなくいろいろな差も生じています。このことを改善していくには、東京市長会（課長会）に私達多摩地域の問題などまとめ要望書などを出していくことが重要との認識があるためです。



新事務員のご紹介

《会長 野村》昨年勤務されていた川野さんが都合によりお辞めになり、事務局には新しい方が入りましたので、ご紹介します。

《岩瀬》この度事務員として勤務することになりました岩瀬です。微力ながらお役に立てるよう努力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

《嶋倉》一昨年より勤務しております嶋倉と両名で、つくし会の縁の下の力持ちとして頑張っていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



◇平成 22 年度 賛助会加入状況 (H23 年 1 月 31 日現在)

診療所	金杉クリニック	3.000 円(1 口)
	医療法人 和楽会	3.000 円(1 口)
平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 1 月 31 日までの累計： 282.000 円 (個人 1 口:2.000 円、診療所 1 口:3.000 円、病院 1 口:5.000 円、団体 1 口:5.000 円)		
個人	15.5 口 × 2.000 円	= 31.000 円
診療所	63 口 × 3.000 円 + 2.000 円	= 191.000 円
病院	2 口 × 5.000 円	= 10.000 円
団体	10 口 × 5.000 円	= 50.000 円

*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・日本海側の豪雪のニュースが毎日流れている中、島根に行く機会がありました。欠航を考えて羽田に向かいました。各空港への欠航や近くの空港への着陸了解のアナウンスがありましたが、石見空港は何の情報もなく、羽田を飛び立ちました。富士山もきれいに見え、問題なく到着と思っていましたが、石見空港の上空に達したとき、機長アナウンスがあり、「猛吹雪のため着陸不能。羽田に引き返します！」悪天候は予期できぬとの説明に、自然の猛威に恐れさえ覚えました。

(都連副会長 川崎洋子)